

いじめを「しない」「させない」「みのがさない」

学校教育・家庭教育の原点「愛情をもって育てられれば、夢と愛をもつ大人になる」

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。



穂波庁舎前モニュメント

いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る問題です。いじめを早期に発見するために、子どもの小さなサインを見逃さず、厳しく温かい心で見守りましょう。

「いじめ」のサイン発見シート（いじめられている子のサインをキャッチ）

朝（登校前）	夕（下校後）	夜（就寝前）	夜間（就寝後）
<input type="checkbox"/> 朝起きて布団から出てこない。 <input type="checkbox"/> 朝になると体の具合が悪いと言ひ、学校を休みたがる。 <input type="checkbox"/> 遅刻や早退が増えた。 <input type="checkbox"/> 食欲がなくなったり、だまっで食べるようになる。	<input type="checkbox"/> 遊びの中で笑われたり、からかわれたり、命令されたりしている。 <input type="checkbox"/> 親しい友達が遊びに来ない。 <input type="checkbox"/> 勉強しなくなる。集中力がなくなる。 <input type="checkbox"/> 携帯電話やメールの着信音におびえる。 <input type="checkbox"/> 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。	<input type="checkbox"/> 学校や友達の話が減った。 <input type="checkbox"/> 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。 <input type="checkbox"/> ささいなことでイライラしたり、物にあたりたりする。 <input type="checkbox"/> パソコンやスマホをいつも気にしている。 <input type="checkbox"/> 理由をはっきり言わないあざや傷跡がある。	<input type="checkbox"/> 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。 <input type="checkbox"/> 服が汚れていたり、破れていたりする。 <input type="checkbox"/> 学校で使う持ち物がなくなったり、壊れたりしている。 <input type="checkbox"/> 教科書やノートに落書きされたり破られたりしている。

「いじめ」をしていませんか？

いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。

- 言葉遣いが荒くなる。
- 反抗的な態度をとる。
- 買った覚えの無い物を持っている。
- 小遣い以上のお金を使っている。

家庭において努めたいこと

- 子どもと過ごす時間をつくる
 - ・食事の時間や就寝前などの時間を利用して、学校の話や友達、将来について話す時間をつくりましょう。
- 子どもの様子にアンテナを張る
 - ・子どもが今、何に関心をもっているか、どんな勉強の仕方をしているか、読んでいる本や、学習ノート等を見る機会をもちましょう。
- 大人同士の関係をつくる
 - ・学校行事やPTA活動、地域の行事等に積極的に参加し、保護者同士、大人同士の関係をつくりましょう。

飯塚市の学校での取組

- いじめについての共通理解のために
 - ・全校集会や学級活動を通じて「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体につくり出す。
- いじめに向かわない態度・能力の育成のために
 - ・道徳教育や人権教育の充実、体験活動の推進、子どもの社会性を育成するためのソーシャルスキル・トレーニング「SEL-8S」の実施。
- 自己有用感や自己肯定感の育成のために
 - ・子どもが主体的・協働的に学ぶ学習形態である「協調学習」の推進。
- 児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む力の育成のために
 - ・友達の大切さ、ネットモラル等について児童生徒自ら討議する「いづか小学生の討論会」「飯塚中学生会議」の開催。
- いじめの早期発見のために
 - ・日常の学校生活でのきめ細かな観察、生活ノート等での個々の子どもの状態の把握、定期的な教育相談やアンケートの実施。

関係機関の連絡先

- 心配なことがあれば、まずはご相談ください。
- ・市教育研究所（相談室）（飯塚市教育委員会）
☎0948-22-0380（内線2415）
 - ・子どもホットライン24（筑豊教育事務所）
☎0948-25-3434 ※24時間対応
 - ・少年サポートセンター（ハートケアいづか）
☎0948-21-3751

飯塚市がめざす教育 No.6

飯塚市学校教育プラン



小学校におけるオンライン英会話学習



サンニール市との交流（中学生海外派遣事業）

平成28年4月 飯塚市教育委員会

飯塚市の教育施策

飯塚市の子どもたちの未来のために…

飯塚市がめざす教育
 ～未来の飯塚市を担う「かしこく」「やさしく」「たくましい」子どもの育成～

「かしこく」「やさしく」「たくましい」子ども

学力の向上

- ICT教育の推進
 - ・モデル校によるタブレット・電子黒板の活用
- 徹底反復学習の実施
 - ・陰山メソッド、小河式学習プリントの活用
 - ※陰山英男氏・小河勝氏との連携
- 協調学習の推進
 - ・知識構成型ジグソー法 ※東京大学との連携

人権教育の推進

- 飯塚市学力生活実態調査結果を踏まえた人権・同和教育の一層の推進

学校危機管理の徹底

- 学校安全の日の取組の充実
- 学校危機管理マニュアルに基づいた体制の充実・深化

コミュニケーション能力・コラボレーション能力・イノベーション能力

後期 (中2～中3) 実践力の育成

中期 (小5～中1) 思考力の育成

前期 (小1～小4) 基礎力の育成

豊かな人間性の育成

- 国際教育の推進
 - ・サニーバール市との交流
 - ・小学校「オンライン英会話」の導入
- 道徳教育の充実
- 体験活動の推進
- 社会性の育成のためのSEL-8Sの推進
- ※福岡教育大学（小泉令三氏）との連携

体力の向上

- 新体力テストに基づいた取組の充実
- ・スポコン広場への積極的参加
- 健康教育の充実
- ・食育の充実
- ・「早寝・早起き・朝ごはん」の徹底

生徒指導の充実

- いじめの未然防止・早期発見・早期対応
- 不登校の予防・不登校生への対応の充実
- 教育相談機能の向上
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用

小中一貫教育の推進

- 全中学校区での小中一貫教育の取組の推進

学社連携の推進

- コミュニティー・スクールの推進
- 熟年者マナビ塾、子どもマナビ塾の連携強化と活用促進
- 放課後子ども教室との連携

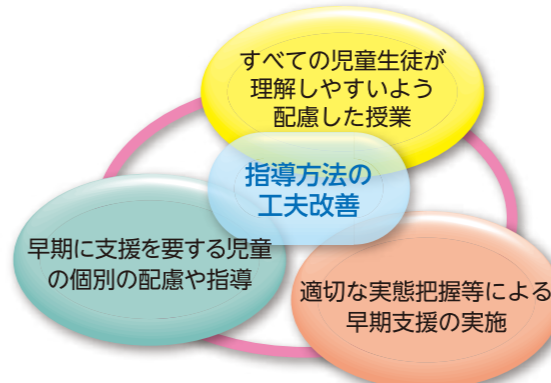
特別支援教育の充実

- 多層指導モデルMIMの充実
- ※国立特別支援教育総合研究所（海津亜希子氏）との連携

発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期・継続支援事業の成果

飯塚市では、平成26年度から、文部科学省の委託を受け、「発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期・継続支援事業」を推進してきました。9年間を見通した早期の段階で、子どもがつまづく前、またはつまづきが深刻化する前に、楽しみながら読みの力を育ていくプログラム“多層指導モデル「MIM」”の指導を中心に、通常の学級において、学習面、特に「読みの力」に関して特別な教育的ニーズのある子どもが理解しやすいよう配慮した授業等、指導方法の工夫改善を行っています。

これまでの取組により、下の表の通り、子どもたちの国語力、特に「読みの力」の向上が見られております。今後も、指導方法の改善、関係機関との連携等、早期に支援できる体制をより充実させたいと考えております。



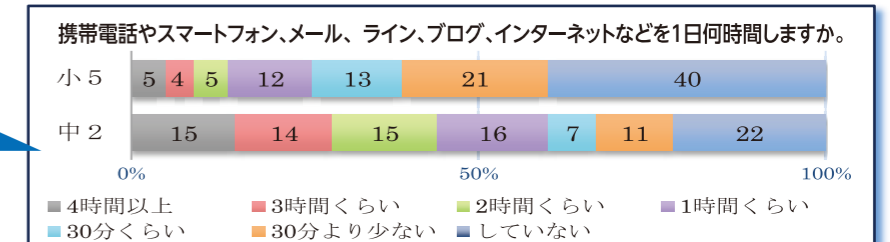
第2学年 NRT学力検査結果	23年4月 (MIM実施前)	24年4月 (MIM1年目)	25年4月 (MIM2年目)	26年4月 (MIM3年目)	27年4月 (MIM4年目)	
国語(偏差値)	52.5	53.5	53.5	54.4	54.9	
全国比	話す聞く	105	107	109	110	111
	書く	108	106	106	108	109
	読む	108	113	113	115	121
	言語事項	106	109	108	112	112

飯塚市学力・生活実態調査報告書 (H27.3月) より

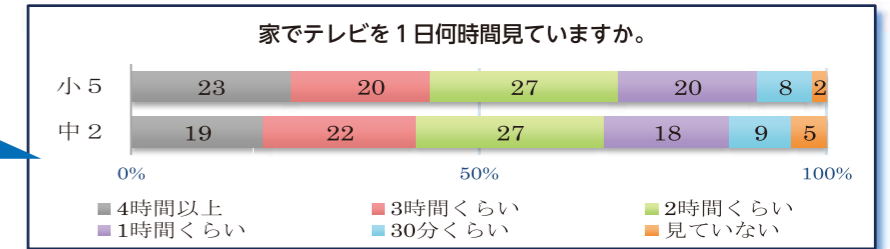
飯塚市教育委員会では、平成26年度に小学校5年生と中学校2年生を対象に、「学力・生活実態調査」を実施し、報告書を作成しました。

学力検査結果と次のような生活実態調査結果を照らし合わせて相関関係を見ていきました。

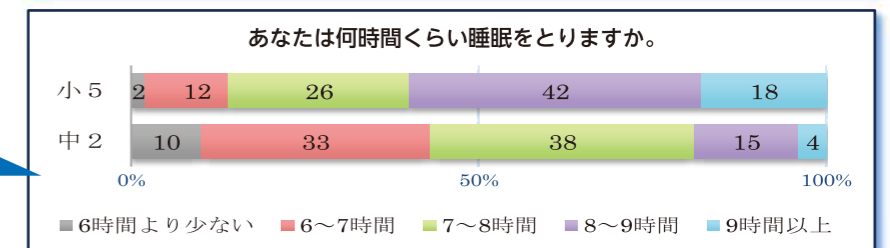
小中学校ともに学力が下がるにしがって携帯電話やスマートフォンを長い時間使用している傾向がありました。



テレビを見る時間が長い児童生徒は学力が低いという状況がみられました。



学力が低いほど睡眠時間の短い子どもの割合が高くなる傾向があります。中学校では7～8時間の睡眠時間をとっている生徒に学力が高いという傾向が見られました。



中学校の高学力を除いて、睡眠をきちんととる子どもの方が学力が高い傾向にあります。また、テレビ、ゲーム、ケータイ・スマホなど、いずれも長時間のメディア接触が睡眠不足・学力低下と関連していることは明白です。
学力向上には、学校だけではなく、家庭と連携した生活時間改善の取組が必要です。

地区公民館のコミュニティセンター(仮称)化に向けた検討課題(運営形態 比較)

表1 「地区公民館とコミュニティセンターとの比較」

項目	地区公民館	コミュニティセンター(仮称)
施設の性質	社会教育施設	社会教育・まちづくり・地域福祉を行う複合施設
運営形態	市直営	市直営、事務委託、指定管理のいずれか(表2を参照)
設置根拠	社会教育法・公民館条例	コミュニティセンター(仮称)条例
利用者	個人・団体ともに可	個人・団体ともに可
利用目的	営利目的は不可	営利目的は可

市民文教委員会資料
平成28年5月18日提出

表2 「市直営」「事務委託」「指定管理」の比較

項目	市直営(参考)	事務委託	指定管理
受託主体	(市の直営)	限定はない	法人、その他の団体(法人格は必ずしも必要ではない)。個人は不可。
法的性格	-	「行政契約(私法上の契約関係)」 契約に基づく個別の事務または業務の執行の委託	「管理代行」 指定により、公の施設の管理権限を指定を受けたものに委任
公の施設の管理権限	市が有する	市が有する	指定管理者が有する ※ 「管理の基準」「業務の範囲」は、条例で定めることが必要。
施設の使用許可	市が行う	市が行う・受託者はできない	指定管理者が行うことができる
管理の基準及び業務の範囲の規定方法	-	契約で定める	条例で定める
受託者・指定管理者の決定	-	議会の議決は不要	議会の議決で決定
受託者・指定管理者に管理を行わせる期間	-	施設ごとに契約で定める ※ 原則として、1年契約を毎年更新する	施設ごとに議会の議決で決定 ※ 概ね、3～5年が指定期間
基本的な利用条件の設定	市	市(受託者はできない)	市(指定管理者はできない) ※ 条例で定めることが必要
公の施設の設置者としての責任	市	市	市
利用者に損害を与えた場合	市	受託者にも責任が生じる場合がある	指定管理者にも責任が生じる場合がある
利用料金制度 (施設における利用料金収入を自らの収入とする制度)	-	採用することはできない	採用することができる ※ 条例で定める範囲内で料金設定が可能
メリット	・コミュニティセンターになることで、様々な事業、活動を行うことが可能になる	・コミュニティセンターになることで、様々な事業、活動を行うことが可能になる	・コミュニティセンターになることで、様々な事業、活動を行うことが可能になる ・収益事業についても、指定管理者の判断で実施することができる ・(利用料金制度を取り入れた場合)施設における利用料金収入を自らの収入とすることができる
デメリット	・施設の位置づけが変わるが、基本的には現在の地区公民館の運営と大きな違いはない ・施設の使用許可を市が行うため、収益事業を実施できないことも想定される	・限定された事務を委託するため、指定管理者ほどの裁量権はない	・税務、財務、労務に関する専門的な知識が必要 ・監査を受ける必要がある

公民館・市民センターの管理体制等について（参考：岩手県一関市 資料）

		公民館	市民センター	
			市の直営	地域管理(指定管理)
施設管理等	所管部署	教育委員会	市長部局	市長部局
	使用許可	教育委員会	市長	市が定める基準に応じて指定管理者(地域協働体)が許可
職員体制	所属	教育委員会教育機関の職員	市長部局の職員	地域協働体の事務局職員
	人員体制	身分:教育委員会の施設職員	身分:市長部局職員	身分:地域協働体が雇用する職員
		職名:館長、主事その他必要な職員(社会教育法)	職名:施設長、その他必要な職員	職名:施設長、その他必要な職員
			(地域協働体の事務局職員) ※ 市の直営の場合と同数の人員分の人件費を指定管理料に参入	
所掌事務 (サービス)	公民館事務	○	○	○
	地域づくり支援	△	○	
		社会教育法には明文の規定はないが、公民館の設置の理念として位置付けされている場合が多い。	市民センター施設の設置目的として条例に規定する予定	
			○ 地域づくり計画に沿った事業展開を図る	
施設の運営のための仕組み	公民館運営審議会に 諮問・答申	地域協働体との協議に基づく運営		
		※ 地域協働体がない場合は、地域協働体の設置支援と併せ、市民センターの運営協議会組織を設置	指定管理による運営 施設の設置目的に沿って、地域協働体が定める方法によって、地域の特性に応じて施設を活用	

※ 所掌事務(サービス)の説明

- 公民館事務 社会教育法では、公民館事務を住民の教養の向上、健康増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進のための実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業としています。
具体的には、「定期講座の開設」、「討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催」、「図書、記録、模型、資料等を備え、その利用の促進」、「体育、レクリエーション等に関する集会の開催」、「各種の団体、機関等の連絡」などの事務を行います。ただし、公民館事務は社会教育法上、教育委員会の事務であることから、教育委員会から補助執行により、市長部局の職員が行います。
- 地域づくり支援 「地域づくり」とは、地域、地区ごとの「人」「活動」などの活性化に向けた取組みのことをいいます(地域協働推進計画で定義)。
市民センターでは、公民館の事務と合わせて地域のニーズにあった地域づくり活動を支援します。

飯塚市 教育施策の大綱

平成28年3月策定

目次

1	大綱策定の趣旨	1
2	大綱の位置づけ	2
3	大綱の対象期間	2
4	教育の基本目標	3
	かしこく やさしく たくましい 子どもの育成	
	いつでも どこでも だれでも 学べる環境づくり	
	個性豊かな 新しい文化の創造	
	次代の飯塚市を担う ひとづくり	
5	基本施策	4
5-1	主に子どもに対する取組	4
5-1-1	小中一貫教育の推進	
5-1-2	確かな学力	
5-1-3	豊かな心の育成	
5-1-4	健やかな体の育成	
5-1-5	教員の資質能力の総合的な向上	
5-1-6	幼児教育の充実	
5-1-7	特別なニーズに対応した教育の推進	
5-1-8	青少年の健全育成	
5-1-9	子育て支援の推進	
5-1-10	学びのセーフティネットの構築	
5-1-11	基本的施策を支える環境整備	
5-2	生涯の各段階、各分野を通じて推進する取組	6
5-2-1	現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進	
5-2-2	文化の振興・文化財の保護	
5-2-3	生涯スポーツの推進	
5-3	未来への飛躍を実現する人材育成の取組	7
5-3-1	国際交流を通じたひとづくり	
5-3-2	高等教育の支援	

1 大綱策定の趣旨

この度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、地方公共団体の長は地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

この大綱は、自治体における教育をより一層充実させるため、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議、調整し策定することとされています。

飯塚市においては、従来から市長と教育委員会とで本市の教育について定期的に話し合い、協力して教育行政を進めてきました。

新たな飯塚市が平成18年3月に誕生してから10年間、平成19年9月に策定した市の最上位計画である「第1次飯塚市総合計画」に基づき、本市の教育分野において様々な施策を講じ、その成果が着実に上がってきています。

しかし、グローバル化、情報化の急激な進展などにより世界全体が急速に、また、大きく変化する中であって、多くの自治体が人口減少・少子高齢化に伴う人口構造の変化など、大きな危機的な状況に直面しています。この状況は飯塚市においても例外ではなく、広く新しい視点、柔軟な発想やアイデア、社会の変化への対応力などを持ったまちづくりを進めていく必要があります。

現在、飯塚市では、上記のような課題に対応し、持続的な地域を創生するための取組みを推進しています。

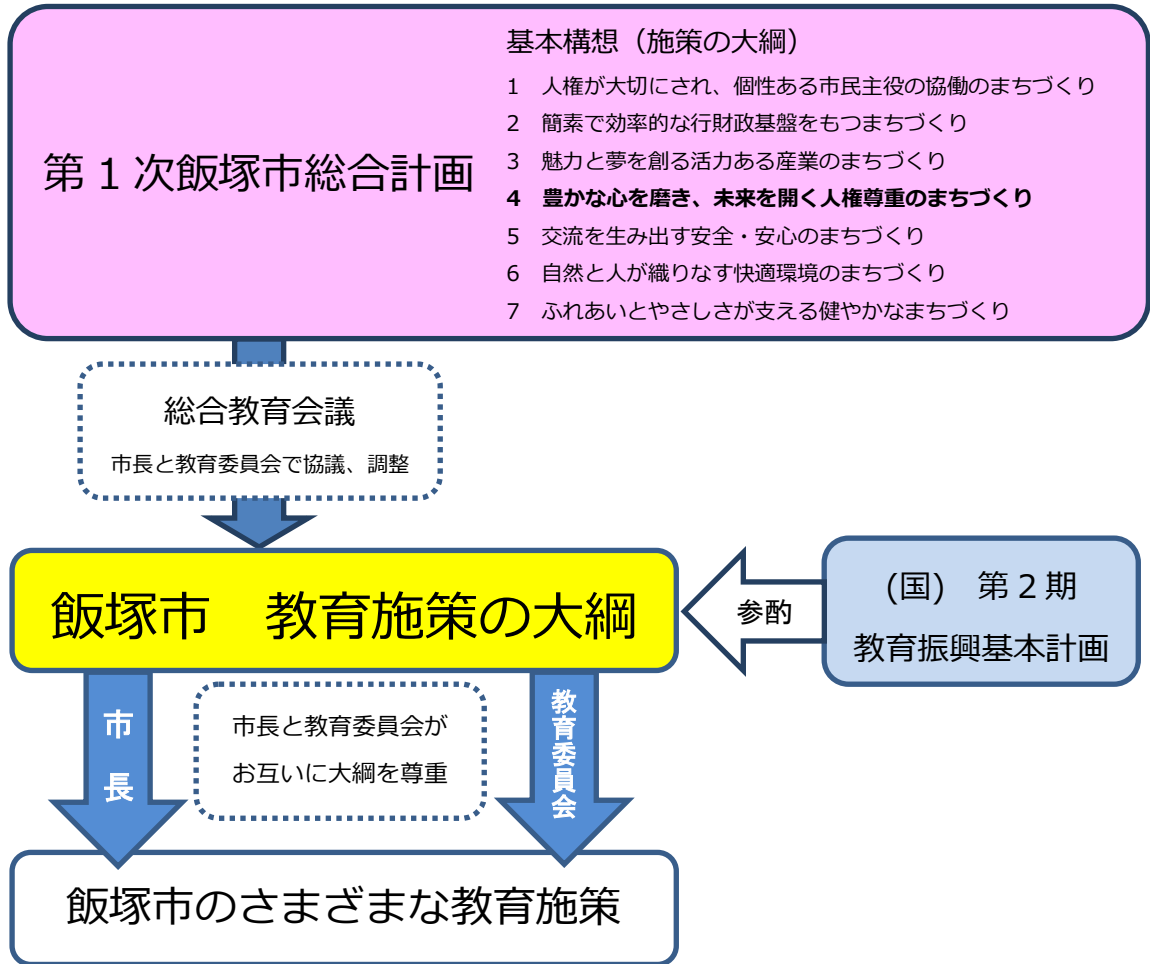
とりわけ教育は、飯塚市の明るい未来を実現するために、非常に大きな役割を果たすものであり、本市の未来を担う子どもたちをはじめとする、すべての市民の心と体を育み、人権を重んじ、心豊かで、郷土を愛し、郷土に誇りがもてる「人」を育てるために極めて重要です。

この大綱には、法の趣旨を踏まえたうえで、今後の本市における教育の目標、重点的に取り組む施策、進むべき方向性を、市長と教育委員会が十分に協議し、掲げています。

2 大綱の位置づけ

この大綱は、飯塚市の教育行政を推進するための基本指針となるものです。

第1次飯塚市総合計画の基本構想の達成に向け、教育の基本目標、重点的に取り組むべき施策の方向性を示しています。



3 大綱の対象期間

この大綱は、平成28年度から平成29年度までの2年間を対象期間とします。

次回策定する平成30年度以降の大綱は、概ね4～5年間を対象とする予定とします。

項目／年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
飯塚市 教育施策の大綱	協議・調整	教育施策の大綱 (今回策定した大綱)		教育施策の大綱 (対象期間: 4～5年)		
飯塚市総合計画	第1次 (H19～H28)		第2次(予定) (H29～H38)			
(国) 教育振興基本計画	第2期 (H25～H29)			第3期(想定) (H30～H34)		

4 教育の基本目標

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な市民を育成することを目的としており、本市の未来を担う子どもたちをはじめとする、すべての市民の心と体を育み、人権を重んじ、心豊かで、郷土を愛し、郷土に誇りがもてる「人」を育てるために極めて重要です。

このことを十分に認識し、飯塚市は、次の基本目標を掲げます。

かしこく やさしく たくましい 子どもの育成

未来の飯塚市を担う子どもたちの、生きる力(確かな学力、豊かな心、健やかな体)の確実な育成を基盤に、21世紀を生き抜く力(思考力、基礎力、実践力)の育成を目指します。

いつでも どこでも だれでも 学べる環境づくり

すべての人の人権が大切にされ、生きがいを感じるような学習施設の連携による生涯学習機会の創出や、それぞれの体力や年齢に応じて気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりに努め、豊かで活力のある生涯学習・生涯スポーツ社会を目指します。

個性豊かな 新しい文化の創造

本市の歴史、風土、自然、これまで育んできた文化や貴重な歴史的・文化的遺産を基盤とし、これらを次の世代へ大切に保存伝承するとともに、魅力あふれる文化の振興を図り、市民の主体的な文化・芸術活動を通じて「個性豊かな新しい文化の創造」を目指します。

次代の飯塚市を担う ひとづくり

社会を生き抜く力を備え、社会の変化や新たな価値を主導・創造するような人材、グローバル社会にあって先導的に活躍できる人材の育成を目指します。

5 基本施策

「4 教育の基本目標」の達成に向け、次のような基本施策に取り組みます。

5-1 主に子どもに対する取組

5-1-1 小中一貫教育の推進

① 小中一貫教育の推進

中学校区を単位として義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進するため、一貫性と連続性のある学習指導や生徒指導を行うとともに、地域と連携しながら特色ある教育活動を展開します。

5-1-2 確かな学力

① 学力の向上

学力向上のため、確かな学力の基盤となる、基礎・基本の確実な定着と思考力・判断力・表現力の育成に努めます。

② ICTの活用等による新たな学びの推進

ICTの活用による効果的な学習を充実させ、児童生徒の能力の向上を図るとともに、社会生活の中で求められる力を育みます。また、ICTを活用した新たな学びの研究・実践を推進します。

5-1-3 豊かな心の育成

① 豊かな人間性の育成

教育活動全体を通して、道徳性を養う心の教育の充実を図ります。

② 人権教育の推進

児童生徒の発達段階に即し、学校の教育活動全体を通して同和問題をはじめとする様々な人権教育を充実させ、人権に関する知識や態度、実践力を身につける教育を推進します。

③ 生徒指導の充実

生徒指導の充実を図るため、いじめ・不登校や問題行動等の未然防止と早期対応に努めるとともに、児童生徒の社会性や対人関係能力の育成を図るため、関係機関及び地域との連携を強化します。

5-1-4 健やかな体の育成

① 体力の向上

外遊びや学校における体育学習の充実及び運動部活動の活性化を通して、子どもの運動・スポーツの習慣化を図り、体力向上のための教育活動を推進します。

② 学校給食の充実

学校給食の実施に関する衛生管理の徹底や地産地消の推進等により安全・安心な給食の提供に努めるとともに、献立内容の工夫・改善や給食指導の充実等により食育を推進します。また、飯塚市学校給食運営基本方針に基づき自校方式給食調理場の整備を進めます。

5-1-5 教員の資質能力の総合的な向上

① 教職員の資質向上

教職員の効果的な配置改善や研修、支援体制の充実を図り、教職員の資質向上に努めます。

5-1-6 幼児教育の充実

① 就学前教育の充実

家庭・地域社会と連携し、幼児教育の振興や子育てに関する学習機会の充実を図ります。

5-1-7 特別なニーズに対応した教育の推進

- ① **特別支援教育の充実**
特別支援教育の改善・充実を図ります。
- ② **国際化への対応**
国際化に対応するため、外国人児童生徒への教育支援の充実を図ります。

5-1-8 青少年の健全育成

- ① **青少年健全育成の充実**
青少年の健全育成を阻害する環境を浄化するとともに、青少年が充実感や達成感を味わえるような体験活動の推進及び居場所づくりに努めます。
- ② **青少年健全育成体制の強化**
青少年関係団体と学校、家庭、地域が一体となった育成体制の強化を図るため、指導者の育成とともに、活動の主体となる青少年団体の育成に努めます。

5-1-9 子育て支援の推進

- ① **安心して産み、育てやすい環境づくり**
健やかに生まれ育つことができる総合的な子育て支援サービスの充実を図り、保護者が地域で安心して子育てできる環境整備に努めます。
- ② **子育て支援の充実**
「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育てに関する情報提供・相談体制の充実を図り、保護者にとって利用しやすい保育サービスの提供に努めます。

5-1-10 学びのセーフティネットの構築

- ① **適切な教育機会の確保**
経済的困難を抱える家庭への就学援助、奨学金制度等の負担軽減策を引き続き実施することなどにより、適切な教育機会の確保を図ります。

5-1-11 基本的施策を支える環境整備

- ① **学校危機管理の徹底**
児童生徒への安全教育の充実と教職員の危機管理対応能力の向上を図るとともに、地域や関係機関・団体との連携を密にした安全確保対策を推進します。
- ② **教育環境の整備**
学校再編整備計画に基づいた施設整備を推進するとともに、老朽化に対する復旧や用途に応じた改修等により、教育環境の整備に努めます。
- ③ **学社連携の推進**
地域の人材を活用して、積極的に高齢者や地域住民との交流を図るとともに、学社連携を推進します。
- ④ **家庭・地域社会との連携協力**
家庭や地域との連携・協力による学校づくりを推進するため、保護者や住民の意向を把握し、学校運営に反映させるシステムの確立を図ります。

5-2 生涯の各段階、各分野を通じて推進する取組

5-2-1 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

- ① **情報提供や様々な学びの機会の提供の充実**
ライフステージに応じた学びの機会や情報の提供等により、学習意欲を喚起するとともに、様々な事業の推進と充実を図ります。
- ② **交流事業および体験活動の充実**
将来に対する目的意識や社会性、主体性を培うための様々な交流事業の推進と体験活動の充実を図ります。
- ③ **自主的な学習活動の支援**
学習者が自主的に学習できる機会を提供するとともに、学習効果や学習者同士の繋がりを地域に活かせるよう支援します。
- ④ **学習成果を還元する活動等の支援**
学習成果を表現する機会を増やすことで学習意欲を高め、相互の連携・連鎖による地域の「連帯感」が強固となるよう支援します。
- ⑤ **各事業展開の基盤保持**
社会教育施設・設備の整備を図り、事業内容の工夫や改善等を行うことで、社会教育行政の発展と促進に努めます。
- ⑥ **地域コミュニティの推進**
地区公民館を拠点とした地域コミュニティの構築を推進します。
- ⑦ **読書活動の推進**
本との出会い、読書の楽しさを伝えるため、図書館ボランティアと連携・協力して読書活動を推進します。

5-2-2 文化の振興・文化財の保護

- ① **文化の振興**
飯塚市文化振興マスタープランの基本理念である「個性豊かな新しい文化の創造」の実現に向けて、芸術文化活動の充実を図ります。
- ② **文化財保護の普及啓発**
歴史と伝統に培われた貴重な文化資源を永く後世に伝えるため、文化財保護活動の充実や情報提供等、文化財に対する理解を深める施策を推進します。
- ③ **文化財の保存・継承・活用**
文化財の保存・整備・活用を図るとともに、地域の文化や特色を伝承する民俗芸能の保存・継承・活用に努めます。

5-2-3 生涯スポーツの推進

- ① **スポーツに親しめる機会の充実**
子どもから高齢者までが心身ともに健康で明るく生活できるよう、スポーツ活動を推進する体制の強化を図るとともに、多様なスポーツが楽しめる環境づくりを推進します。
- ② **スポーツ施設の充実**
スポーツに対する市民のニーズに的確に対応できるよう、既存施設の有効活用を基本に施設の充実を図ります。

5-3 未来への飛躍を実現する人材育成の取組

5-3-1 国際交流を通じたひとづくり

① 国際交流事業の推進

友好都市サニーバール市(米国)との交流事業をはじめとした国際交流事業を推進するとともに、英語力などの実践的な学習を充実させることで、国際的に活躍できるグローバル人材の育成を図ります。

5-3-2 高等教育の支援

① 高等教育の支援

高校から大学への高等教育支援を行い、活力ある学園都市の形成を図ります。また、高等教育への就学支援により、次代を担う人材の育成を図ります。



飯塚市 教育施策の大綱

平成 28 年 3 月

編集・発行

飯塚市 企画調整部 総合政策課

飯塚市教育委員会 教育部 教育総務課

飯塚立体駐車場・飯塚文化会館駐車場を ご利用のみなさまへ

飯塚立体駐車場・飯塚文化会館駐車場は、
平成28年4月19日（火）より試験的に、

1時間以内200円の駐車料金設定を追加いたします。

これにより、駐車料金の体系は以下のとおりとなります。

駐車時間	料金
<u>1時間以内</u>	<u>200円</u>
1時間を超え4時間以内	100円を加算
4時間を超え30分ごと	100円を加算

【料金早見表】

駐車時間	支払料金
<u>1時間以内</u>	<u>200円</u>
1時間超え ～ 4時間以内	300円
4時間超え ～ 4時間30分以内	400円
4時間30分超え ～ 5時間以内	500円
5時間超え ～ 5時間30分以内	600円
5時間30分超え ～ 6時間以内	700円
6時間超え ～ 6時間30分以内	800円
6時間30分超え ～ 7時間以内	900円
7時間超え ～ 7時間30分以内	1,000円
以降、30分ごとに100円を加算して計算します。	

工事請負変更契約報告書

	工種	工事名	請負業者名	変更契約金額	変更増減額	原契約金額	落札率	変更契約工期	原契約工期
1	建築	(仮称) 飯塚市立幸袋小中学校建設（給排水衛生設備・その2）工事	舞鶴設備工業(株)	81,972,000 うち消費税 6,072,000	648,000 うち消費税 48,000	81,324,000 うち消費税 6,024,000	94.45%	着手 平成 27 年 2 月 21 日 しゅん工 平成 28 年 6 月 30 日	着手 平成 27 年 2 月 21 日 しゅん工 平成 28 年 3 月 31 日
2	土木	飯塚市立鎮西中学校区小中一貫校造成（2工区）工事	(株)多田組	118,703,880 うち消費税 8,792,880	82,080 うち消費税 6,080	118,621,800 うち消費税 8,786,800	86.59%	変更なし	着手 平成 27 年 9 月 25 日 しゅん工 平成 28 年 6 月 30 日

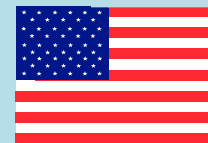
※主な変更理由

- 1 工期延長に伴う現場事務所損料、労務管理費など諸経費の増。
- 2 労務単価の改定に伴う工事請負契約第 25 条第 6 項に基づく増。その他数量の異動による、請負金額の変更。

平成28年度 中学生海外研修事業日程表（予定）

研修	日程	時間	場所	内容	
説明会①	5月14日（土）	13:30～15:00	イヅカコミュニティセンター	随行者紹介、事業説明、渡航手続き等	
事前研修	研修①	5月14日（土） ～ 5月15日（日）	14（土）15:30 ～ 15（日）16:30	福岡県立社会教育総合センター （篠栗町）	現地研修に向けての各種研修 （宿泊研修）
	研修②	5月28日（土）	①13:00～13:50 ②14:00～16:00	①二瀬公民館 ②九州工業大学 （グローバルコミュニケーションラウンジ）	①インターネット教材の説明 ②外国人留学生等との コミュニケーション研修
	研修③	6月16日（木）	17:30～19:00	庄内中学校（ランチルーム）	サニーベール市中高生 との交流
	研修④	7月26日（火）	8:30～15:30	日帰り研修（バスツアー） （嘉穂劇場～伊藤伝右衛門邸～ べイトプレイス博多～ ヤフコゲーム）	施設の日米比較の事前学習
	研修⑤	8月7日（日）	13:00～16:00	穂波公民館	コミュニケーション研修等
説明会②	8月7日（日）	10:00～12:00	穂波公民館	渡航に係る最終説明会	
現地研修	8月19日（金） ～ 8月27日（土）	アメリカ現地研修9日間（ホームステイ、現地学生との交流（学校登校）など）			
事後研修	研修①	9月11日（日）	10:00～16:00	穂波公民館	帰国報告会、事後活動へ 向けての研修
	研修②	10月10日（月）	10:00～16:00	穂波公民館	帰国報告会、事後活動へ 向けての研修
帰国報告会	10月23日（日）	13:30～15:00	穂波公民館	帰国報告会	

友好都市紹介



平成 25 年 12 月に飯塚市は青少年交流を目的としてアメリカ合衆国カリフォルニア州サニーベール市と友好都市となりました！

サニーベール市

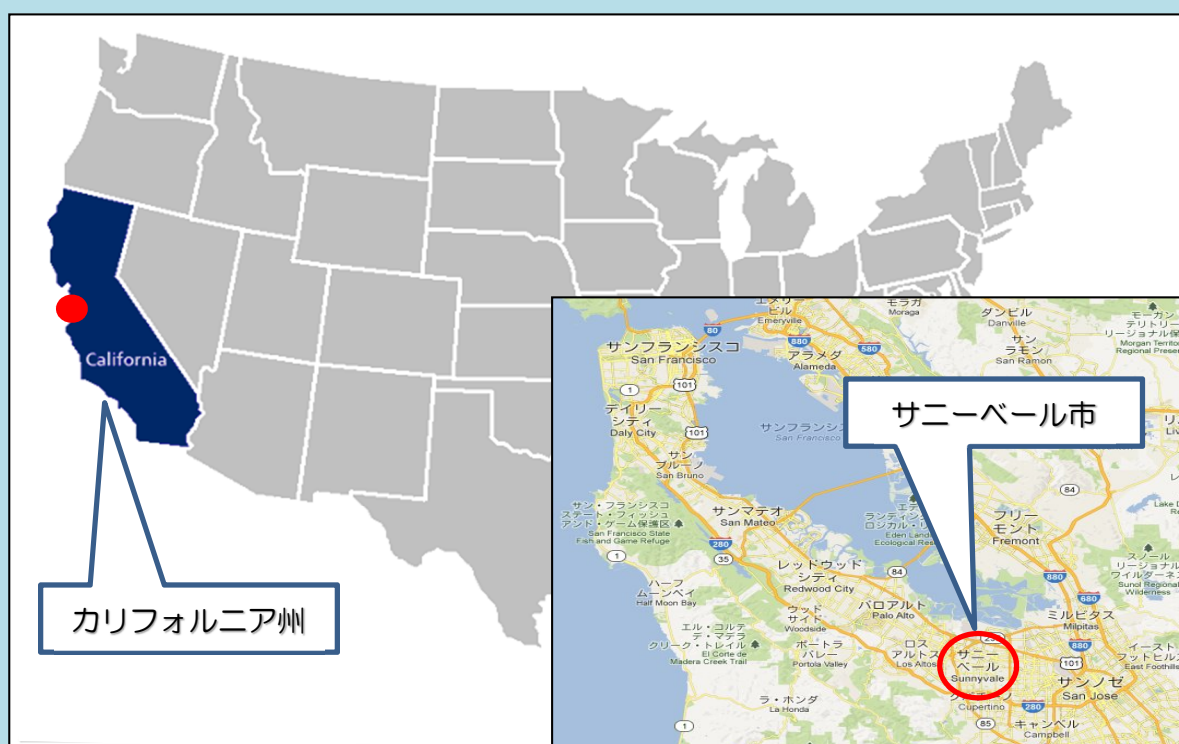
サニーベール市は人口約 14 万人で、サンフランシスコから南に約 64 km、サンノゼから西に約 16 km の位置にあり、Yahoo! 社やロッキード社など多くの世界的ハイテク企業の本社が集積するシリコンバレーの中心地の一つとなっています。

サニーベール市は全米の中でも有数の治安の良い都市であり、大変美しいまちです。

気候は地中海性気候で、夏は日中の気温は約 26℃ で、気持ちのよい暖かさで、雨はほぼなく大変乾燥しています。

日本とサニーベール市の時差は、-17 時間（夏はサマータイムのため -16 時間）*日本が正午の時にはサニーベール市は前日の午後 7 時（夏は午後 8 時）になります。

面積は 22.7 平方マイル（約 58.8 km²）



飯塚市スズメバチ駆除費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スズメバチによる危害を防止し、市民生活の安全とよりよい環境づくりに寄与することを目的とし、スズメバチの営巣(以下「巣」という。)を駆除した者に対し、予算の範囲内において飯塚市スズメバチ駆除費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「スズメバチ」とは、スズメバチ亜科のスズメバチをいう。

(補助対象となる巣)

第3条 補助金の交付対象となる巣は、市内にある現にスズメバチが活動している巣で、次に掲げるものとする。ただし、国若しくは地方公共団体が所有する土地及び建物又は事業の用途に供する土地及び建物内にあるものは除く。

- (1) 居住の用に供する建物又は敷地内にあるもの
- (2) おおむね10メートル以内に複数の者が日常的に立ち入る場所があり、不特定の者にスズメバチの危害が及ぶと判断されるもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、前条に規定する巣を駆除業者に依頼して駆除したもので、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 巣がある建物若しくは土地を所有し、管理し、又は使用している個人
- (2) 自治会等

2 前項の規定にかかわらず、補助金の申請時において市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税に滞納がある者については、交付の対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、駆除費用(消費税及び地方消費税は除く。)に2分の1を乗じて得た額とし、100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。ただし、当該補助金の額が5,000円を超えるときは、5,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、巣を駆除した日から3箇月以内又は駆除した日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、スズメバチ駆除費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市

長に提出しなければならない。

- (1) 駆除前後の写真
- (2) 駆除業者が申請者宛に発行したスズメバチ駆除費用の領収書の写し
- (3) 駆除した場所の位置図又は見取図
- (4) 補助対象者の要件確認の同意書

2 補助金の交付申請は、同一年度内において、同一建物又は敷地内につき 1 回限りとする。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公用車による交通事故発生の報告について

1. 事故発生日時：平成28年4月28日（木）午前10時40分頃
2. 事故発生場所：飯塚市立岩地内 エイルヴィラ立岩駐車場内
3. 公用車登録番号：筑豊800さ3657（環境対策課所管車両）
4. 事故の概況：マンション場内走行中に天井部分に損傷を与えた事故
5. 損害賠償額：示談交渉中

事故現場見取図

